

【保健医療課】 保医第763号

【障害福祉課】 障第630号

平成30年7月31日

各指定障害者支援施設運営法人代表者 }
各指定障害児入所施設運営法人代表者 } 様

岐阜県健康福祉部保健医療課長

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

(公印省略)

医療機関・福祉施設における優生手術に関する個人記録の保有状況の調査について（依頼）

このことについて、別添のとおり厚生労働省子ども家庭局長より依頼がありました。

本件については、平成30年4月27日付「旧優生保護法に関連した資料の保全について（依頼）」により通知時点で保有する資料の保全を依頼していましたが、今回、個人記録の保有状況について調査依頼がありました。

つきましては、別添調査要領により貴事業所の状況について、平成30年8月24日（金）までに、保健医療課へご回答いただきますようご協力をお願いいたします。

（お手数をおかけしますが、資料の保有「なし」の場合におきましても、「該当なし」の旨ご回答を頂きますよう、お願い致します。）

なお、本調査依頼につきましては、別紙「調査対象施設」に該当する県内事業所あて発出しておりますことを申し添えます。

岐阜県健康福祉部保健医療課 精神保健福祉係 (兼：子育て支援課 母子保健係)			
主幹	奥村	担当	武山
TEL	058-272-1111	内線 2430・2685	
FAX	058-278-2880		
E-mail	takeyama-satoshil@pref.gifu.lg.jp		

岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係			
係長	奥村	担当	市橋
TEL	058-272-1111	内線 2686	
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

別紙 調査対象施設

施設種別	根拠法令
障害児入所施設	児童福祉法 第 42 条
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 5 条第 11 項